

改定後	改定前
<p>第5条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5.（略）</p>	<p>第5条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>5.（略）</p> <p>6. <u>カードの発行およびその他の取扱いは、本規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。法人会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。</u></p>
<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定（<u>第20条第1項第8号または第9号または第20条第2項第2号の事由に基づく場合を除きます</u>）により使用者資格が取り消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第22条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本使用者が当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第20条第1項規定（第20条第1項第8号または第9号の事由に基づく場合を除きます）により使用者資格が取り消された場合、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、本使用者は直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第37条（リボ払い）</p> <p>（略）</p> <p>2. 本使用者は、リボ払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>5千円以上の当社が指定する金額</u>（ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額）または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合</p>	<p>第37条（リボ払い）</p> <p>（略）</p> <p>2. 本使用者は、リボ払いを指定した場合において毎月支払額の支払いコースとして元金定額コースを指定したときは、<u>支払いコースを指定した際に指定した金額（5千円、または、1万円以上1万円単位。ゴールドカードの場合は1万円以上1万円単位。ただし、締切日の残高が毎月支払額に満たないときはその金額）</u>または当社が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボ払いの未決済残高に応じて本条第4項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額分を加算した額を支払う方法とすることが</p>

<p>は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。<u>また、入会時において、会員は支払いコースを元金定額コースと指定したとみなします。</u></p>	<p>できます。なお、当社が定める日までに当社所定の方法で本使用者が希望し当社が適当と認めた場合は、毎月支払額を増額または減額できるものとします。<u>入会時の支払いコースは元金定額コースに設定されるものとします。</u></p>
<p>第41条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 使用者は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと</p> <p>②商品等に破損、汚損、故障、欠陥その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること</p>	<p>第41条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 使用者は、リボ払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払いを停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。</p> <p>①商品等の引渡し、提供がなされないこと</p> <p>②商品等に瑕疵（欠陥）があること</p> <p>③その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること</p>